

事業実績等の概況

1. 債務保証引受額

(単位：件、千円)

資金区分	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
農業近代化資金	114	919,220	58	389,630	61	401,440
農業改良資金	-	-	-	-	-	-
旧農業改良資金	-	-	-	-	-	-
旧就農支援資金	-	-	-	-	-	-
一般資金	2,122	8,702,549	2,120	9,665,986	2,425	10,168,000
合計	2,236	9,621,769	2,178	10,055,616	2,486	10,569,440

注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しており、合計に不突合があります(以下2~6の表で同じ)。

2. 債務保証実残高

(単位：件、千円)

資金区分	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
農業近代化資金	606	3,259,833	573	2,903,827	547	2,571,848
農業改良資金	-	-	-	-	-	-
旧農業改良資金	-	-	-	-	-	-
旧就農支援資金	29	45,356	27	33,661	23	22,662
一般資金	11,135	34,703,265	11,082	37,209,623	11,443	39,913,065
合計	11,770	38,008,454	11,682	40,147,111	12,013	42,507,575

3. 代位弁済額

(単位：件、千円)

資金区分	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
農業近代化資金	-	-	-	-	-	-
農業改良資金	-	-	-	-	-	-
旧農業改良資金	-	-	-	-	-	-
旧就農支援資金	-	-	-	-	-	-
一般資金	18	31,567	9	18,355	19	35,538
合計	18	31,567	9	18,355	19	35,538

4. 求償権残高

(単位：件、千円)

資金区分	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
農業近代化資金	6	3,423	4	1,488	4	1,397
農業改良資金	-	-	-	-	-	-
旧農業改良資金	-	-	-	-	-	-
旧就農支援資金	-	-	-	-	-	-
一般資金	197	597,043	167	549,095	161	490,051
合計	203	600,467	171	550,584	165	491,448

5. 基金残高

(単位：千円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
出資金	2,301,630	2,300,980	2,305,400
交付金	449,027	450,158	453,525
繰入金	729,100	729,100	729,100
合計	3,479,757	3,480,238	3,488,025

6. 財産目録 (令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
1. 現金・預金	4,163,620	1. 借入金	646,260
2. 有価証券	1,330,180	2. 前受収益	639,353
3. 固定資産	984	3. 引当金等	1,064,668
4. 外部出資	99,590	4. 求償債務	42,604
5. 求償権	491,448	5. その他の負債	10,243
6. 求償権償却引当金	△ 60,532	負債合計	2,403,129
7. その他の資産	33,495		
資産合計	6,058,787	差引純資産	3,655,658

7. 貸借対照表 (令和4年3月31日現在)

(別途掲載の「貸借対照表」をご覧ください。)

8. 損益計算書 (令和3年4月1日～令和4年3月31日)

(別途掲載の「損益計算書」をご覧ください。)

9. 弁済能力比率 (保証債務の弁済能力の充実の状況を示す比率の状況) (注1)

(単位：千円)

区分	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末
保証債務の弁済に充てることが可能な額 (A)	4,054,835	4,098,199	4,161,001
債務保証に係る区分された資金ごとの実質保証債務額に 当該区分された資金の償還事故率を乗じて得た額の合計額 (B)	146,832	146,655	145,306
弁済能力比率 (A) / (B) × 100 (注2)	2,761.53%	2,794.43%	2,863.61%

(注1) 弁済能力比率とは、農業信用基金協会の経営の健全性を判断するため、農業信用保証保険法第8条の2の規定に基づき主務大臣（農林水産大臣及び金融庁長官）が定める農業信用基金協会が保証をした金額の総額に照らしその保証債務の弁済能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準で、200%以上であることとされています。

なお、当協会では、自主基準(令和2年6月2日改定)により当該比率は1,300%を下回らないこととしています。

(注2) 弁済能力比率は、小数点以下第3位を切り捨ての上、小数点以下第2位まで表示しています。